

みんな笑顔で 介護保険

利用
ガイド



介護保険制度のおもな改正ポイント

令和3年4月から

- **介護保険料が決まりました**
第8期（令和3～5年度）の介護保険料が決まりました。
- **介護報酬が変わりました**
介護報酬が変わりました。そのため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わりました。
- **介護予防・生活支援サービス事業の対象者が追加されました**
要介護1～5の認定を受ける以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを継続的に利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

令和3年8月から

- **高額介護サービス費等の上限額が一部変わります**
高額介護サービス費等の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変わります。
- **食費の基準費用額が変わります**
施設を利用する場合に基準となる費用（基準費用額）のうち、食費の金額が変わります。
- **特定入所者介護サービス費等の段階と負担限度額が一部変わります**
特定入所者介護サービス費等の利用者負担段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。

*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

も く じ

介護保険のしくみ

・みんなで支えあう制度です……………4

介護保険料

・保険料は大切な財源です……………6
・40歳以上65歳未満の人の保険料……………7
・65歳以上の人の保険料……………8

サービス利用の手順

・サービスを利用するまでの流れ ……10

要介護1～5の人〈介護サービス〉

・介護サービスの利用のしかた ……14
・介護サービス（在宅サービス） ……16
・介護サービス（施設サービス） ……19

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

・介護予防サービスの利用のしかた…20
・介護予防サービス……………22

地域密着型サービス

・住み慣れた地域で生活続けるために…26

福祉用具貸与・購入、住宅改修

・生活する環境を整えるサービス ……28

介護予防の取り組み

・介護予防・日常生活支援総合事業 ……30

新温泉町独自の高齢者福祉サービス

・高齢者福祉サービス ……32

サービス事業者等連絡先

・サービス事業者一覧 ……34
・介護保険施設等一覧 ……35

介護保険のしくみ

介護保険料

利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具、住宅改修

介護予防の取り組み

高齢者福祉サービス

サービス事業者等連絡先

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、新温泉町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

新温泉町（保険者）

介護保険制度の運営は、新温泉町が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



地域包括支援センター

介護予防や高齢者の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

●要介護認定の申請

●保険料の納付

●要介護認定

●保険証の交付
●介護保険負担割合証の交付



●介護報酬の支払い

●サービスの提供

●利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請または基本チェックリストを受けます。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人



第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、新温泉町の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、新温泉町へ届け出が必要です。示談前に新温泉町の窓口へ連絡してください。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人（医療保険に加入している人）

サービスを利用できる人



第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、新温泉町の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

- | | | | |
|---|---|--|--|
| ●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症
●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 | ●脊柱管狭窄症
●早老症
●多系統萎縮症
●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ●関節リウマチ
●筋萎縮性側索硬化症
●後縦靱帯骨化症 | ●びびパーキンソン病
●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | |

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

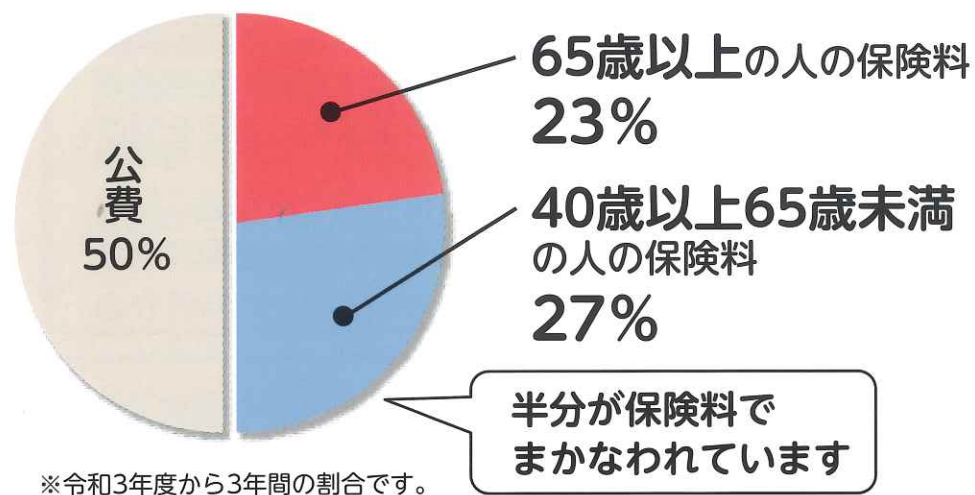
■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合（1割、2割、または3割）が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。適用期間は1年間（8月～翌年7月）で、毎年交付されます。

保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている介護保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成（利用者負担分は除く）



保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割、2割、または3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担の割合が3割または4割※になったり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに新温泉町健康福祉課までご相談ください。



40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料（介護分）は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらか計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。
※市区町村によって組み合わせが異なります。

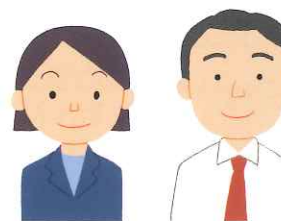
納め方

医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、新温泉町で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
(年額)

=

新温泉町の介護サービス総費用のうち
第1号被保険者負担分

新温泉町の第1号被保険者数

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

令和3～5年度の介護保険料

所得段階		保険料額(保険料率)	
		額	基準率
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 または、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の人	18,940円	0.3
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円超120万円以下の人	31,560円	0.5
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が120万円超の人	44,190円	0.7
第4段階	●世帯の誰かが住民税課税であるが、本人は住民税非課税の人で前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円以下の人	56,810円	0.9
第5段階	●世帯の誰かが住民税課税であるが、本人は住民税非課税の人で前年の合計所得金額と課税年金収入額との合計額が80万円超の人	63,120円	1.0
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	75,750円	1.2
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	82,060円	1.3
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	94,680円	1.5
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	107,310円	1.7

※第1～3段階の方については、消費税を財源とした公費の投入により保険料負担が軽減されています。

★老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

年金が 年額18万円以上 の人 → 年金から差し引き

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金 支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

……など

普通徴収

年金が 年額18万円未満 の人 → 納付書・口座振替

新温泉町から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って新温泉町指定の金融機関で手続きしてください。



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。

サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや新温泉町の窓口で相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 相談します

地域包括支援センターや新温泉町の窓口で、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

2 申請します



介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、新温泉町の窓口で要介護認定の申請をしてください。申請は、本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 介護保険の保険証
 - 健康保険の保険証（第2号被保険者の場合）
- ※このほか、本人や代理人の身元確認およびマイナンバー確認の書類等が必要です。
- 申請書には、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

2 基本チェックリストを受けます

30ページへ

介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する人は、地域包括支援センターや新温泉町の窓口などで基本チェックリストを受けます。基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は、「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる人には要介護認定の申請を案内します。
※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定で要支援1・2と認定される必要があります。

一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はなく、65歳以上の人なら誰でも利用できます。

30ページへ

3 認定調査が行われます

●認定調査

新温泉町の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。（全国共通の調査票が使われます）



●主治医意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排便 |
| ●寝返り | ●清潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗身 | ●薬の内服 |
| ●視力 | ●金銭の管理 |
| ●聴力 | ●日常の意思決定 |
| ●移乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | |
| ●食事摂取 | |

概況調査

特記事項

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーがいる事業者です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成、サービス事業者と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

地域包括支援センター

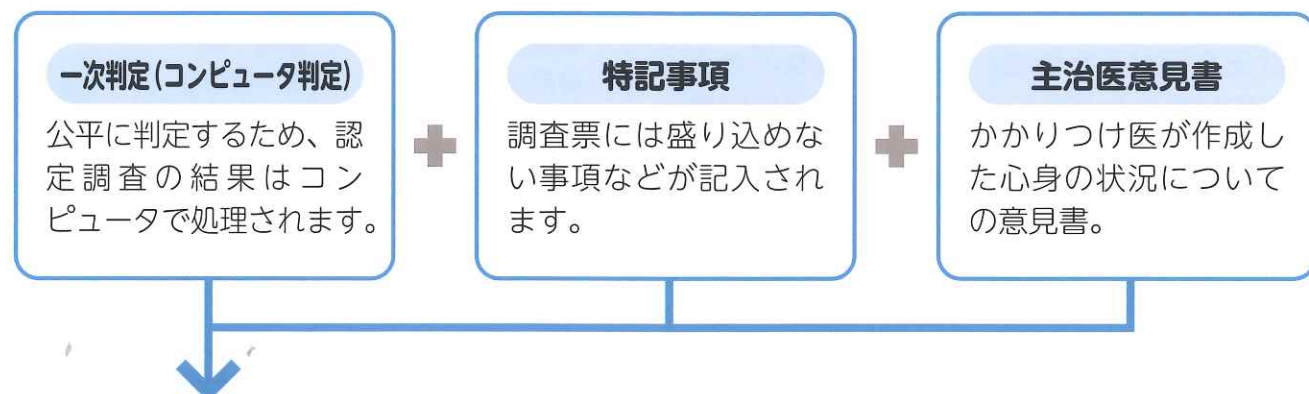
高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



- 介護予防ケアマネジメント（自立した生活ができるよう支援します）
- 総合的な相談・支援（何でもご相談ください）
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止（みなさんの権利を守ります）
- ケアマネジャーへの支援（さまざまな方面から支えます）

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



二次判定(介護認定審査会)

新温泉町が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に認定されます。

- **要介護1～5**→介護サービスが利用できます。
- **要支援1・2**→介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
- **非該当**→介護サービスや介護予防サービスは利用できません。
ただし、基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

更新手続き

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

要介護状態区分

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援1

要支援2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護や要支援に当てはまらない人です。

基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。

※介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できます。

介護サービス
(介護給付)
が利用できます

14ページへ



利用の手順

介護予防サービス
(予防給付)
が利用できます

20ページへ



●介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

介護予防・生活支援
サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)
が利用できます

30ページへ



介護サービスの利用のしかた

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプラン作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら新温泉町に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。
※利用するサービスによっては、サービス事業者でケアプランを作成します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成

作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

4 サービスを利用

16ページへ



施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者 に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用

19ページへ



地域密着型サービスは

26ページへ

福祉用具の利用は

28ページへ

住宅改修の利用は

29ページへ

「要介護1～5」と認定された人は、介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者などに依頼して、利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



介護サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

2割負担となる人

3割負担には該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

1割負担となる人

上記以外の人（住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）

利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。令和3年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

●令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

●令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯 93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。詳しくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者 に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。



介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体せいしきの清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

療養上の管理、ケアを受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------

訪問看護

疾患などを抱えている人について、医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	470円
病院または診療所から (30分未満の場合)	398円

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉
〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途必要です。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。
※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

病院での長期的な療養が必要

介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

生活の場で長期療養したい

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割・居住費等・食費・日常生活費を利用者が負担します。居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。 **令和3年8月から 基準費用額の食費が変わります。**

●基準費用額(1日あたり)

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額となります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	1,392円
2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	令和3年8月から1,445円

ただし、低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。

●負担限度額(1日あたり)

令和3年8月から 第3段階が細分化され、負担限度額の食費が一部変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から600円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	650円
	令和3年8月から 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額となります。

! 本人と配偶者(世帯分離している場合も含む)の課税状況や預貯金等の金額によっては、特定入所者介護サービス費等の対象になりません。

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	538円
要介護2	604円
要介護3	674円
要介護4	738円
要介護5	807円

※日常生活費は別途必要です。



短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

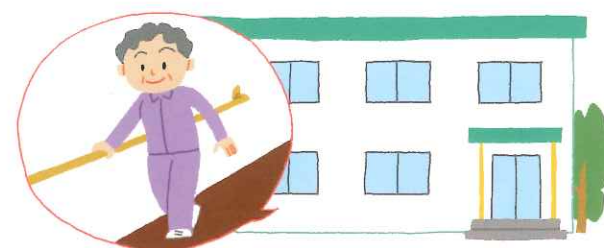
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護予防サービスの利用のしかた

1 介護予防ケアプラン作成を依頼

住んでいる地区を担当する地域包括支援センターに連絡します。

※地域包括支援センターについては11ページへ。
※利用するサービスによっては、サービス事業者で介護予防ケアプランを作成します。

2 地域包括支援センターの職員との話し合い

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。

3 介護予防ケアプランの作成

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランを作成します。

4 サービスを利用

22ページへ

新温泉町が行う介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

30ページへ

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

評価・見直し

地域包括支援センターは、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) が利用できます

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）は、訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。

訪問型サービスと通所型サービスでは、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスのほかに、民間企業やボランティアなどによる柔軟で幅広いサービスを提供します。

一人ひとりの生活に寄り添うサービスを提供することで、利用者のみなさんを支援します。利用手順やサービスの内容については、30ページへ。

※介護予防訪問介護と介護予防通所介護以外の介護予防サービスについては、変更ありません。



介護予防地域密着型サービスは [26ページへ](#)

介護予防福祉用具の利用は [28ページへ](#)

介護予防住宅改修の利用は [29ページへ](#)

「要支援1・2」と認定された人には、地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。



介護予防サービスを利用するときは費用の一部を負担します

おもな介護予防サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担の割合は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

おもな介護予防サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円

上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

2割負担となる人

3割負担には該当しない人で、本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

1割負担となる人

上記以外の人（住民税非課税の人、生活保護の受給者、第2号被保険者は上記にかかわらず1割負担）

利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護予防サービス費」として後から支給されます。令和3年8月から 現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（月額）
●年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯 93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。詳しくは25ページをご覧ください。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

地域包括支援センターで、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。

介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。



介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」については、31ページをご覧ください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	852円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。



●利用者負担のめやす

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

療養上の管理、ケアを受けられるサービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)	514円
----------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	450円
病院または診療所から (30分未満の場合)	381円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスを行います。

●利用者負担のめやす(1か月)

共通的服务 ※送迎、入浴を含む。

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円



※食費、日常生活費は別途必要です。

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

運動器機能向上

理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している人に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	182円
要支援2	311円

※日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。



介護保険と医療保険の負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護(介護予防)サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護(介護予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス事業者と相談しづらいつきは、下記のような相談先もあります。



「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

「新温泉町の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、事業者を調査して指導します。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「国保連」に相談

新温泉町での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。

住み慣れた地域で生活をするために

住み慣れた地域での生活をするために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの内容や地域による加算などがあります。
- 市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- 【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費等は別途必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。



令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1日)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

●利用者負担のめやす(1日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	582円	582円	661円
要介護2	651円	651円	730円
要介護3	722円	722円	803円
要介護4	792円	792円	874円
要介護5	860円	860円	942円

※要支援1・2の人は利用できません。

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護

【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合) (単独型の場合)

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日) (ユニット数1の場合)

要支援2	760円
要介護1	764円
要介護2	800円
要介護3	823円
要介護4	840円
要介護5	858円

※要支援1の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●利用者負担のめやす

(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	1,025円/月
定期巡回サービス	386円/回
随時訪問サービス	588円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,438円
要介護2	17,403円
要介護3	24,464円
要介護4	27,747円
要介護5	31,386円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

◆訪問看護サービスを行う場合(一休みの場合)

要介護1	8,312円
要介護2	12,985円
要介護3	19,821円
要介護4	24,434円
要介護5	29,601円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	750円
要介護2	887円
要介護3	1,028円
要介護4	1,168円
要介護5	1,308円

※要支援1・2の人は利用できません。

生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ(工事をとまなわないもの) |
| ② 車いす付属品(電動補助装置など) | ⑨ 歩行器 |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ |
| ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど) | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト(つり具を除く) |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり(工事をとまなわないもの) | |

①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

●利用者負担について

レンタル費用の1割、2割、または3割です。支給限度額（15、21ページ参照）が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定福祉用具販売 【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

●利用者負担について

いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて新温泉町に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。

ご注意ください！

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されません。

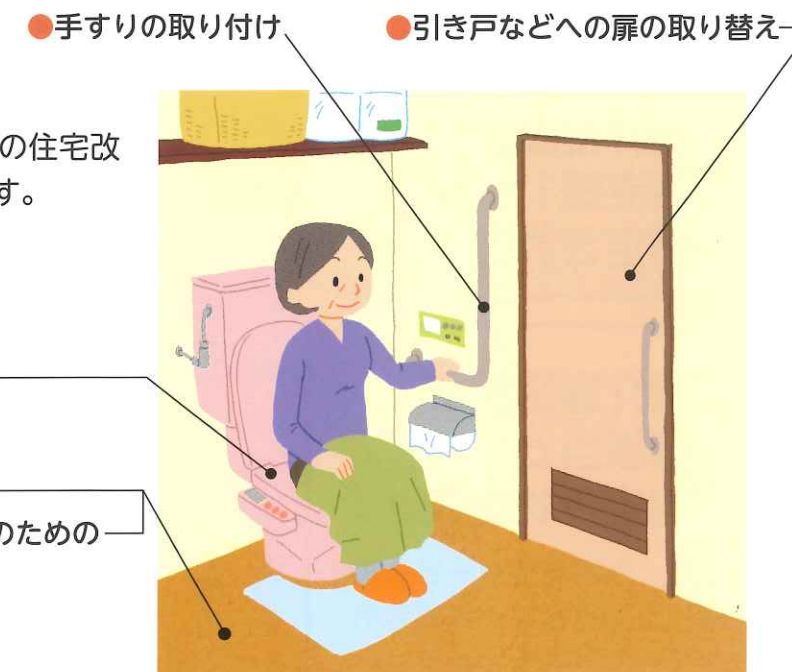


小規模な住宅改修

事前の申請が必要です！

住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

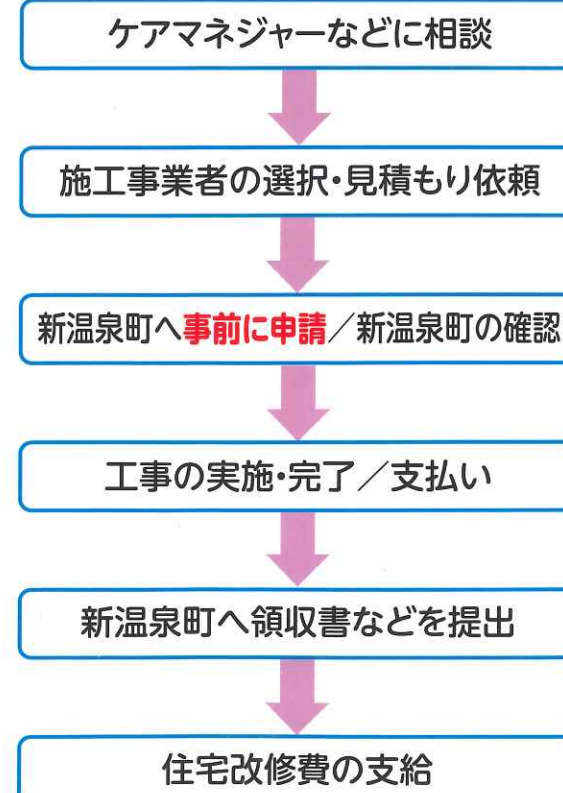
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。



●利用者負担について

いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで新温泉町に申請すると、20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分（1割、2割、または3割）を除いた金額が支給されます。
引越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ



申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャー等に作成を依頼します。
- 工事費見積書
- 改修前の日付入りの写真
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
平面図、略図等簡単な図を用いたもの。
- 住宅所有者の承諾書
(申請者と住宅所有者が異なる場合)

提出に必要な書類

- 工事完了届
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の状態を確認できる書類
改修後の日付入りの写真を添付。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。
「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

1 要介護認定で 要支援1・2と 認定された人

1 要介護認定で 非該当と 判定された人

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい場合は、地域包括支援センターで基本チェックリストを受けます。

1 要介護認定を 受けていない人

地域包括支援センターや新温泉町の窓口で相談します

65歳以上の人は、窓口で基本チェックリストを受けます。その結果をもとに、利用できるサービスを案内します。

※介護が必要と思われる人や希望する人には、要介護認定の申請を案内します。

1 一般介護予防 事業のみを 利用したい人

※基本チェックリストを受ける必要はありません。

基本チェックリストで
生活機能の低下がみられた人

基本チェックリストで
生活機能の低下がみられなかった人

2 介護予防・生活支援 サービス事業を 利用できます

次の人は、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

- 要介護認定で要支援1・2と認定された人
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

（非該当と判定された人や窓口で相談に来た人などのうち、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人）

本人や家族と話し合い課題を分析し、目標や利用するサービスを決めます。必要に応じてケアプランを作成します。また、一般介護予防事業のサービスも利用できます。

介護予防・生活支援
サービス事業対象者

2 一般介護予防事業を 利用できます



生活機能とは…人が生きていくための機能全体のこと、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。

3 介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用

※要介護1～5の認定を受ける以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを継続的に利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

介護予防のさまざまな要望に対応するため、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを行います。

具体的な内容や費用などは、市区町村によって異なります。

1 訪問型サービス

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- 保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- 通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援



2 通所型サービス

■既存のサービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など
- ボランティアなどによる住民主体の体操・運動の活動など自主的な通いの場の提供
- 保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス

3 その他の生活支援サービス

- 配食（栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの）
- 住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- その他自立支援に役立つ生活支援（訪問型サービス・通所型サービスと一体的に提供されるもの）



3 一般介護予防事業のサービスを利用

新温泉町や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービスです。

具体的な内容や費用などは、市区町村によって異なります。



高齢者福祉サービス

窓口 健康福祉課 ☎82-5620

事業名／内容	備考／利用料等
 高齢者軽度生活援助事業 ホームヘルパーを派遣して、日常生活を支援します（身体介助を除く）。事業は社会福祉協議会に委託しています。 対象者 介護保険対象外の要支援高齢者世帯	1回 (1時間未満) 200円
 高齢者福祉タクシー助成事業 外出時にタクシーを利用した際に使用できる1枚500円の助成券を最大24枚交付します。 対象者 町内在住の75歳以上の高齢者又は65歳以上の重度の心身障がい者 ※老人ホーム等施設に入所されている方、自動車の運転をされている方は対象外	タクシー利用 1回につき 2枚まで 使用可
 外出支援サービス事業 住民税非課税世帯の身体の不自由な高齢者等で移送手段を確保することが困難な方に対して、医療機関等への移送サービスを提供します。	基本料金400円（片道）に、 1kmにつき20円を加算 (町内利用の場合)
 緊急通報システム事業 家庭での事故や急病、災害等の緊急を要するときに、助けを求めることのできる緊急通報装置を貸与します。 ※健康相談もできます。 対象者 ひとり暮らしの高齢者や身体の不自由な方などで、緊急事態に対応できない方	無料
 家族介護手当事業（家族介護支援事業） 在宅の要介護4以上相当で、市町村民税非課税世帯の高齢者等が過去1年間介護保険サービス（年間7日以内の短期入所を除く）を受けなかった者を現に介護している家族（介護者）に手当を支給します。	支給額 120,000円 (年額)
 介護用品の支給（家族介護支援事業） 在宅の要介護4以上相当で、市町村民税非課税世帯の高齢者を現に介護している家族（介護者）に、紙おむつ・尿取りパッド等の介護用品を支給します。	支給額 75,000円を上 限（年額）
 家族介護者交流事業（家族介護支援事業） 介護から一時的に解放するため、日帰り旅行、施設見学等を活用した介護者相互の交流会を開催し、心身のリフレッシュを図ります。事業は社会福祉協議会に委託しています。	—

事業名／内容	備考／利用料等
 高齢者等住宅改造助成事業 低所得の高齢者・障がい者世帯の住宅改造にかかる経費を助成します。介護保険による住宅改修費と合わせて100万円を限度に助成します。 対象者 ①介護保険の認定を受けた方 ②身体障害者手帳1級または2級の方 ③療育手帳「A」の方	助成率は収入などにより決まります
 高齢者生活福祉センター 60歳以上の高齢者で、ひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯で、独立して生活することに不安のある方で一定の要件を満たす方に対し住居を提供し、各種相談、助言等を行います。	収入に応じた負担金が必要 光熱水費 1日250円
 高齢者介護予防事業「いきいき百歳体操」 住み慣れた地域で、地域住民が主体となって「いきいき百歳体操」を継続的に行うための支援をします。 ※「いきいき百歳体操」とは、手首や足首におもりをつけ、椅子に座ってゆっくりと手足を動かし、高齢者に必要な足腰の筋力を鍛えるための体操です。体操により、まず筋力がつき、筋力がつくことで体が軽くなり、動きやすくなります。また、転倒しにくい体になるので、骨折して寝たきりになることを予防できます。「いきいき百歳体操」を身近な地域の集会所などで行うことで、閉じこもり予防や認知症予防にもつながります。	—

窓口 社会福祉協議会 ☎本部99-2488

事業名／内容	備考／利用料等
 食事サービス事業 ひとり暮らしの高齢者等に対し在宅生活を支援していくため、給食サービスを実施します。夕食（浜坂地域）、昼食（温泉地域）をお届けします。 対象者 食事サービスを必要とする70歳以上のひとり暮らしの高齢者、70歳以上の高齢者夫婦等	1食 400円
 ふとん乾燥サービス事業 寝たきりの高齢者及び障がい者が使用している寝具を洗浄・乾燥作業をすることで、健康で衛生的な日常生活の増進を図ることを目的としたサービスを実施します。 対象者 65歳以上の寝たきり高齢者、寝たきり状態の身体障がい者	実費の半分
 福祉用具の貸し出し事業 車いす、電動ベッド、その他機器等の貸し出しを実施します。 対象者 介護保険給付の対象にならない方	車いす 月額500円 電動ベッド 月額1,000円

サービス事業者一覧(新温泉分)

施設の種類		名 称	所在地	連絡先	
居宅介護支援事業所		はまさか居宅介護支援事業所	美方郡新温泉町二日市 177	0796-83-2312	
		新温泉町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	美方郡新温泉町湯 1019	0796-92-1866	
		古澤クリニック	美方郡新温泉町細田 209-2	0796-92-2600	
		ゆむら指定居宅介護支援事業所	美方郡新温泉町歌長字熊田 600	0796-92-2620	
		ＪＡたじま浜坂介護センター	美方郡新温泉町七釜 678-2	0796-82-5401	
介護予防支援事業所		新温泉町地域包括支援センター	美方郡新温泉町浜坂 2673-1	0796-82-5623	
在宅サービス	訪問介護		新温泉町社会福祉協議会訪問介護事業所	美方郡新温泉町二日市 216-1	0796-82-1071
			ＪＡたじま浜坂介護センター	美方郡新温泉町七釜 678-2	0796-82-5401
			特別養護老人ホームゆむら訪問介護事業所	美方郡新温泉町歌長字熊田 600	0796-92-2520
	訪問入浴介護		新温泉町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	美方郡新温泉町二日市 216-1	0796-82-1071
	訪問看護		公立浜坂病院	美方郡新温泉町二日市 184-1	0796-82-1611
			沢田医院	美方郡新温泉町湯 90-1	0796-92-2653
			古澤クリニック	美方郡新温泉町細田 209-2	0796-92-2600
			訪問看護ハートステーション	美方郡新温泉町井土 665-1	0796-92-2888
	訪問リハビリテーション		公立浜坂病院	美方郡新温泉町二日市 184-1	0796-82-1611
	居宅療養管理指導		公立浜坂病院	美方郡新温泉町二日市 184-1	0796-82-1611
			高木医院	美方郡新温泉町浜坂 2074-1	0796-82-3001
			浜辺医院	美方郡新温泉町浜坂 1261-2	0796-82-1224
			沢田医院	美方郡新温泉町湯 90-1	0796-92-2653
			古澤クリニック	美方郡新温泉町細田 209-2	0796-92-2600
			さかい歯科医院	美方郡新温泉町三谷 144-1	0796-82-3771
伊藤歯科医院			美方郡新温泉町井土 8	0796-92-1287	
通所介護（デイサービス）		デイサービスきずな	美方郡新温泉町井土 1025-1	0796-92-2185	
		ＪＡたじま七釜デイサービス	美方郡新温泉町七釜 678-2	0796-82-6001	
通所リハビリテーション（デイケア）		介護老人保健施設ささゆり	美方郡新温泉町二日市 177	0796-83-2311	
		古澤クリニック	美方郡新温泉町細田 209-2	0796-92-2600	
短期入所生活介護（ショートステイ）		特別養護老人ホームはまさかの里	美方郡新温泉町戸田 175-1	0796-82-5533	
		特別養護老人ホームゆむら指定短期入所生活介護事業所	美方郡新温泉町歌長字熊田 600	0796-92-2520	
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）		介護老人保健施設ささゆり	美方郡新温泉町二日市 177	0796-83-2311	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		いやしの館ゆむら	美方郡新温泉町歌長字熊田 600	0796-92-2520
			いやしの館ゆむら 2 号館	美方郡新温泉町歌長字熊田 592-1	0796-92-2520
			グループホームありがとう	美方郡新温泉町七釜 329-1	0796-82-2344
	通所介護（デイサービス）		新温泉町社会福祉協議会もみじデイサービスセンター	美方郡新温泉町湯 1019	0796-92-1866
			NPO にーず・デイ	美方郡新温泉町浜坂 2488	0796-83-1900
			特別養護老人ホームゆむら通所介護事業所	美方郡新温泉町歌長字熊田 600	0796-92-2520
			新温泉町社会福祉協議会浜坂デイサービスセンター	美方郡新温泉町二日市 194-2	0796-82-5077

介護保険施設等一覧(但馬・鳥取一部)

施設の種類		名 称	所在地	連絡先
介護保険施設	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームはまさかの里	美方郡新温泉町戸田 175-1	0796-82-5533
		特別養護老人ホームやすらぎの里	美方郡新温泉町湯 322	0796-92-0351
		特別養護老人ホームゆむら	美方郡新温泉町歌長字熊田 600	0796-92-2520
		特別養護老人ホームこぶし園	美方郡香美町小代区神水 638	0796-97-2725
		特別養護老人ホームしいの木荘	美方郡香美町香住区森 61-1	0796-36-3833
		特別養護老人ホームむらおかこぶし園	美方郡香美町村岡区村岡 2205	0796-94-0051
		特別養護老人ホーム出石荘	豊岡市出石町福住 1301	0796-52-6611
		特別養護老人ホームけやきホール	豊岡市但東町太田 614	0796-56-1016
		特別養護老人ホームこうのとりの荘	豊岡市塩津町 2-37	0796-24-4014
		特別養護老人ホームたじま荘	豊岡市日高町十戸 455	0796-44-1730
		特別養護老人ホームとよおかの里	豊岡市香住 1272	0796-29-5533
		特別養護老人ホームはまなす苑	豊岡市竹野町須谷 433	0796-47-2200
		特別養護老人ホーム楽々むら	豊岡市城崎町楽々浦字深原 419-1	0796-32-0161
		特別養護老人ホームおおやの郷	養父市大屋町笠谷 41	079-669-2100
		特別養護老人ホームかるべの郷さざんか	養父市十二所 871	079-664-1875
		特別養護老人ホームはちぶせの里	養父市尾崎 1327	079-667-3107
		特別養護老人ホーム妙見荘	養父市八鹿町小山字西家ノ上 307-1	079-662-7700
		岩井あすなる	鳥取県岩美郡岩美町宇治 1034	0857-72-3571
		いこいの杜	鳥取県鳥取市湖山西町 3 丁目 113-1	0857-32-0151
		介護老人福祉施設新いなば幸朋苑	鳥取県鳥取市浜坂 222-1	0857-39-8665
		健推庵こくふ	鳥取県鳥取市国府町新通り 2 丁目 202	0857-50-1205
		三津白寿苑	鳥取県鳥取市三津 869-7	0857-59-0108
		特別養護老人ホームなりすな	鳥取県鳥取市青谷町善田 27-1	0857-85-0117
		特別養護老人ホームはまゆう	鳥取県鳥取市服部 204-1	0857-51-7838
	特別養護老人ホーム若葉台	鳥取県鳥取市若葉台南 4 丁目 2-27	0857-38-6666	
	介護老人保健施設	介護老人保健施設ささゆり	美方郡新温泉町二日市 177	0796-83-2311
		公立香住病院介護老人保健施設「ゆうすげ」	美方郡香美町香住区若松 540	0796-36-1166
		介護老人保健施設出石愛の園	豊岡市出石町福住 1313	0796-52-7001
		介護老人保健施設豊岡シルバーステイ	豊岡市戸牧 1132-2	0796-26-8686
		公立八鹿病院老人保健施設	養父市八鹿町下網場 413	079-662-2355
		介護老人保健施設いなば幸朋苑	鳥取県鳥取市浜坂 228-1	0857-23-6611
		介護老人保健施設かわはら	鳥取県鳥取市河原町稲常 463	0858-85-1681
		介護老人保健施設はまゆう	鳥取県鳥取市野寺 62-1	0857-51-7801
介護老人保健施設みやこ苑		鳥取県鳥取市三津 1072-307	0857-38-3838	
介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野		鳥取県鳥取市鹿野町今市 80	0857-84-3700	
介護老人保健施設レインボーしかの		鳥取県鳥取市鹿野町今市 242	0857-84-2311	
介護老人保健施設まさたみの郷		鳥取県鳥取市杉崎 596	0857-53-0002	
鳥取市介護老人保健施設やすらぎ		鳥取県鳥取市市場 1-11	0857-53-5770	
老人保健施設ふたば		鳥取県鳥取市国府町稲葉丘 3 丁目 303	0857-23-1830	
介護療養型医療施設	村瀬医院	美方郡香美町村岡区村岡 347	0796-94-0003	
	介護療養型医療施設鳥取産院	鳥取県鳥取市吉方温泉 1 丁目 653	0857-23-3151	
	岩美町国民健康保険岩美病院	鳥取県岩美郡岩美町浦富 1029-2	0857-73-1421	
介護医療院	介護医療院レインボーしかの	鳥取県鳥取市鹿野町今市 242	0857-84-2311	
	ウェルフェア北園渡辺病院介護医療院マグノリアハウス	鳥取県鳥取市覚寺 181	0857-27-1151	
	ウェルフェア北園渡辺病院介護医療院カメリアハウス	鳥取県鳥取市覚寺 181	0857-27-1151	
	渡辺病院介護医療院センテナリアンハウス	鳥取県鳥取市東町 3 丁目 307	0857-24-1151	

わが家の介護メモ

◆居宅介護支援事業者

(ケアプランの作成や、サービス事業者との連絡・調整を行います)



◆在宅サービス事業者

(ケアプランにもとづいて在宅でのサービスを提供します)



◆その他の連絡先



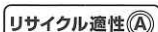
新温泉町役場 健康福祉課 介護保険係

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

☎0796-82-5620 FAX0796-82-2970



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。